

群馬県環境審議会水質部会の運営に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県環境審議会条例(平成6年群馬県条例第23号。以下「条例」という。)第8条に基づき設置する群馬県環境審議会水質部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2 部会は、群馬県環境審議会議長が指名した委員及び専門委員(以下「部会委員」という。)をもって構成する。
2 部会には、必要に応じて調査審議事項に関係する者を出席させることができる。

(所掌事務)

第3 部会は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項について調査審議するものとする。

(部会長等)

第4 部会に群馬県環境審議会議長が指名した部会長を置く。
2 部会長は、部会を総理する。
3 部会長は、部会長に事故があるときその職務を代理する委員をあらかじめ指名するものとする。

(会議)

第5 部会の会議は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。
2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6 部会の庶務は、環境森林部環境保全課において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成6年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。